特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|--------------------|
| 29 | 予防接種に関する事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

足利市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じていることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

栃木県足利市長

公表日

令和4年5月24日

[平成31年1月 様式2]

| I 関連情報 | | | | | | |
|---------------|---|--|--|--|--|--|
| 1. 特定個人情報ファイル | ルを取り扱う事務 | | | | | |
| ①事務の名称 | 予防接種に関する事務 | | | | | |
| | ・予防接種法の規定に則り 予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 ・予防接種のお知らせ等は郵送、マイナポータルのお知らせ機能で通知する。(*1) (*1)子育てワンストップサービスを導入する場合 | | | | | |
| | 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務 | | | | | |
| ②事務の概要 | 情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。 | | | | | |
| | 【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務】 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の 照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書 の交付を行う。 | | | | | |
| ③システムの名称 | 健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア ワクチン接種記録システム(VRS) | | | | | |
| 2. 特定個人情報ファイル | ル名 | | | | | |
| 宛名情報ファイル | | | | | | |
| 3. 個人番号の利用 | | | | | | |
| | | | | | | |

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十 一日法律第二十七号)(以下、番号法) 第9条第1項、別表第一の第10項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号) 第10条 【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務】 ・番号法第9条第1項 別表第1の10の項、93の2の項 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における ワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供) ・番号法別表第一の主務省令で定める命令 第10条、第67条の2

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

| ①実施の有無 | [| 実施する |] | <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
|--------|------------|-------------------------------|----------------|---|
| | 番号: 並び! 省令 | こ行政手続には | っける特定 なび情報を | の第16の2、17、18、19 項 の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務 定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)(以 第13条 |
| | 番号 | 報提供の根拠 法第19条8号、 こ内閣府・総務 | | の第16の2 項 号 第十二条の2 |

5. 評価実施機関における担当部署

①部署 健康福祉部健康増進課健康指導担当・新型コロナウイルス感染症対策室 ②所属長の役職名 健康増進課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

【予防接種に関すること】 健康福祉部健康増進課健康指導担当 〒326-0808 足利市本城三丁目2022番地1 Te.0284-22-4513 【新型コロナワクチン接種に関すること】 健康福祉部健康増進課新型コロナウイルス感染症対策室 〒326-8601 足利市本城三丁目2145番地 Te.0284-20-2263

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

| 連絡先 | 【予防接種に関すること】 健康福祉部健康増進課健康指導担当 〒326-0808 足利市本城三丁目2022番地1 TeL0284-22-4513 【新型コロナワクチン接種に関すること】 健康福祉部健康増進課新型コロナウイルス感染症対策室 〒326-8601 足利市本城三丁目2145番地 TeL0284-20-2263 |
|-----|---|

Ⅱ しきい値判断項目

| 1. 対象人 | 数 | | | | | | | |
|--|----------|------------------|------------|---|---|-----------|--|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | | [10万人以上30万人未満] | | | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 | | | |
| | いつ時点の計数か | 令利 | 14年1月1日 時点 | | | | | |
| 2. 取扱者 | 数 | | | | | | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | | [| 500人未満 |] | <選択肢> 1) 500人以上 | 2) 500人未満 | | |
| | いつ時点の計数か | | 14年1月1日 時点 | | | | | |
| 3. 重大事 | 3. 重大事故 | | | | | | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個 人情報に関する重大事故が発生したか | |] | 発生なし |] | <選択肢> 1) 発生あり | 2) 発生なし | | |

Ⅲ しきい値判断結果 しきい値判断結果

基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報 | 保護評価 | 西書の種類 | | | | | |
|---|----------|-----------|--------------|--------|---|----------------|-------------------------------|
| [基礎項目評価書 2)又は3)を選択した評価実 | | | 重点項目評 | 『価書又は全 | 3) 基礎項目 | 評価書及び 評価書及び | 重点項目評価書 全項目評価書 ク対策の詳細が記 |
| 載されている。 | | | | | | | |
| 2. 特定個人情報の入手(| 青報提供 | ネットワークシスラ | ムを通じ | た入手を除 | (.) | | |
| 目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か | [| 十分である |] | | <選択肢> 1) 特に力を力 2) 十分である 3) 課題が残る | 5 | |
| 3. 特定個人情報の使用 | | | | | | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か | [| 十分である |] | | <選択肢> 1) 特に力を力 2) 十分である 3) 課題が残る | 5 | |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | Г | 十分である |] | | く選択肢> 1) 特に力を力 2) 十分である 3) 課題が残る | 5 | |
| 4. 特定個人情報ファイルの | の取扱い | の委託 | | | | 0] |]委託しない |
| 委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か | [| |] | | く選択肢> 1) 特に力を力 2) 十分である 3) 課題が残る | 3 | |
| 5. 特定個人情報の提供・移転 | 伝(委託や | 情報提供ネットワー | クシステム | を通じた提信 | 共を除く。) | [0 |]提供・移転しない |
| 不正な提供・移転が行われ るリスクへの対策は十分か | [| |] | | <選択肢> 1) 特に力を力 2) 十分である 3) 課題が残る | 5 | |
| 6. 情報提供ネットワークシ | ステムと | :の接続 | | []接 | 続しない(入手 | ÷) [|]接続しない(提供) |
| 目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か | [| 十分である |] | | <選択肢> 1) 特に力を力 2) 十分である 3) 課題が残る | 5 | |
| 不正な提供が行われるリスク への対策は十分か | [| 十分である |] | | <選択肢> 1) 特に力を力 2) 十分である 3) 課題が残る | 5 | |
| 7. 特定個人情報の保管・済 | 肖去 | | | | | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か | [| 十分である |] | | <選択肢> 1) 特に力を力 2) 十分である 3) 課題が残る | 5 | |
| 8. 監査 | | | | | | | |
| 実施の有無 | [0] | 自己点検 | [O] | 内部監査 | [|] 外部監 | 査 |
| 9. 従業者に対する教育・恩 | 华 | | | | | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [| 十分に行っている |] | | <選択肢> 1) 特に力を力 2) 十分に行っ | っている | ている |

変更箇所

| 変更箇所 | | | | | | | | | |
|------------|--|--|--|------|-----------|--|--|--|--|
| 変更日 | 項目 変更前の記載 | | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 | | | | |
| 平成29年8月28日 | I -5-②所属長 | 健康増進課長 石井 義憲 | 健康増進課長 石川 明彦 | 事後 | | | | | |
| 令和1年6月27日 | Ⅰ-②事務の概要 | 予防接種法の規定に則り 予防接種情報の管理、統計報告資料作成、 データ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用す る。 ①予防接種法による予防接種に関する記録の 把握 ②予防接種法による健康被害救済事業 | ①予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務 情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ホットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。 | 事後 | | | | | |
| 令和1年6月27日 | I-1-③システムの名称 | 健康管理システム 中間サーバー・ソフトウェア | 健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア | 事後 | | | | | |
| 令和1年6月27日 | I-2. 特定個人情報ファイル名 | 予防接種特定個人情報ファイル 宛名情報ファイル | 宛名情報ファイル | 事後 | | | | | |
| 令和1年6月27日 | 番号法第9条第1項、別表第一の第10項 並びに内閣府・総務省令第10条 | | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法)第9条第1項、別表第一の第10項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号)第10条 | 事後 | | | | | |
| 令和1年6月27日 | (別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条7号、別表第二の第16の2、1 7、18、19 項 並びに内閣府・総務省令第13条 (別表第二における情報提供の根拠) 別表第二の第16の2 | | ■情報照会の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第16の2、1 7、18、19 項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二 の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)(以下、内閣府・総務省令第七号) 第13条 ■情報提供の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第16の2 項 並びに内閣府・総務省令第七号 第十二条の2 | 事後 | | | | | |
| 令和1年6月27日 | I-5-②所属長の役職名 | 健康増進課長 石川 明彦 | 健康増進課長 | 事後 | | | | | |
| 令和1年6月27日 | Ⅰ-7請求先 | 健康福祉部健康增進課健康指導担当 〒326-0807 足利市大正町863番地7 Ta 0284-40-3115 | 健康福祉部健康增進課健康指導担当 〒326-0808 足利市本城三丁目2022番地1 Ta.0284-22-4513 | 事後 | | | | | |
| 令和1年6月27日 | Ⅰ-8連絡先 | 健康福祉部健康增進課健康指導担当 〒326-0807 足利市大正町863番地7 Tal0284-40-3115 | 健康福祉部健康增進課健康指導担当 〒326-0808 足利市本城三丁目2022番地1 TaL0284-22-4513 | 事後 | | | | | |
| 令和1年6月27日 | Ⅱ-1対象人数 いつの時点の計数か | 平成28年10月1日 時点 | 令和1年5月7日 時点 | 事後 | | | | | |
| 令和1年6月27日 | Ⅱ-1取扱者数 いつの時点の計数か | 平成28年10月1日 時点 | 令和1年5月7日 時点 | 事後 | | | | | |
| 令和4年2月28日 | Ⅰ-②事務の概要 | 予防接種法の規定に則り 予防接種情報の管理、統計報告資料作成、 データ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種法による予防接種の実施、給付の 支給又は実費の徴収に関する事務 情報提供に必要な特定個人情報を副本として 中間サーバーに登録し、情報提供ネットワーク システムに接続して特定個人情報の照会と提供 を行う。 | ※以下を追記 【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務】 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種 対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に 基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。 | 事後 | | | | | |
| 令和4年2月28日 | I-1-③システムの名称 | 健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア | 健康管理システム 総合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア ワクチン接種記録システム(VRS) | 事後 | | | | | |
| 令和4年2月28日 | I−3. 法令上の根拠 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法)第9条第1項、別表第一の第10項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号)第10条 | ※以下を追記 【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務】 ■番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務とおけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ■番号法第19条第6号(委託先への提供) | 事後 | | | | | |
| 令和4年2月28日 | I -5-①部署 | 健康福祉部健康增進課健康指導担当 | 健康福祉部健康増進課健康指導担当・新型コロナウイルス感染症対策室 | 事後 | | | | | |
| 4 | 1 | l . | 1 | | 1 | | | | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|-------------------------------------|--|---|------|-----------|
| 令和4年2月28日 | I −7請求先 | 健康福祉部健康增進課健康指導担当 〒326-0808 足利市本城三丁目2022番地1 Ta.0284-22-4513 | 【予防接種に関すること】 健康福祉部健康増進課健康指導担当 〒326-0808 足利市本城三丁目2022番地1 国の284-22-4513 【新型コロナワクチン接種に関すること】 健康福祉部健康増進課新型コロナウイルス感 染症対策室 〒326-8801 足利市本城三丁目2145番地 面 0284-20-2263 | 事後 | |
| 令和4年2月28日 | Ⅰ-8連絡先 | 健康福祉部健康增進課健康指導担当 〒326-0808 足利市本城三丁目2022番地1 Ta.0284-22-4513 | 【予防接種に関すること】 健康福祉部健康増進課健康指導担当 〒326-0808 足利市本城三丁目2022番地1 国に0284-22-4513 【新型コロナワクチン接種に関すること】 健康福祉部健康増進課新型コロナウイルス感 楽症対策室 〒326-8601 足利市本城三丁目2145番地 面 0284-20-2263 | 事後 | |
| 令和4年2月28日 | Ⅱ-1対象人数 いつの時点の計数か | 令和1年5月7日 時点 | 令和4年1月1日 時点 | 事後 | |
| 令和4年2月28日 | Ⅱ-1取扱者数 いつの時点の計数か | 令和1年5月7日 時点 | 令和4年1月1日 時点 | 事後 | |
| 令和4年5月24日 | I-3個人番号の利用 法令上の根拠 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法)第9条第1項、別表第一の第10項 がりた行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成十六年九月十日内閣府・総務省令第五号)第10条 【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務]・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供、照会のみ)・番号法第19条第6号(委託先への提供) | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法)第9条第1項、別表第一の第10項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号)第10条 【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務】・番号法第9条第1項 別表第1の10の項、93の2の項・番号法第9条第1項 別表第1の10の項、93の2の項・番号法第9条第1項 別表第1の10の項、93の2の項・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクテン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)・番号法第19条第6号(委託先への提供)・番号法別多第一の主務省令で定める命令第10条、第67条の2 | 事後 | |
| 令和4年5月24日 | I-4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | 令第七号)(以下、内閣府・総務省令第七号) 第13条 ■情報提供の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第16の2 項 | ■情報照会の根拠 番号法第19条8号、別表第二の第16の2、17、 18、19 項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二 の主務省令で定める事務及び情報を定める命 令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省 令第七号)(以下、内閣府・総務省令第七号) 第13条 ■情報提供の根拠 番号法第19条8号、別表第二の第16の2 項 並びに内閣府・総務省令第七号 第十二条の2 | 事後 | |